

特集1 わかちあう 仕事も家庭も喜びも
～男女共同参画週間～



6月23日から29日までの一週間は、「男女共同参画週間」です。

今年度の標語は「わかちあう 仕事も家庭も喜びも」とされ、全国的な取り組みがなされます。

松浦市では、「松浦市男女共同参画計画」を平成20年3月に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて大きな一歩を踏み出しました。

あなたも、この機会に男女のパートナーシップについて考えてみませんか？



知っていますか？

男女共同参画社会

急速に進行する少子・高齢化社会の中で、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルも多様化しています。このようなかんじ、男性も女性もそれぞれの個性と能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会の実現が求められています。

最近よく耳にするようになった「男女共同参画社会」。何が、このことに関する言葉や意味について説明します。

「男女共同参画社会」

男女が性別に関係なく、互いに個性を認め合い、尊重し合い、責任も分かち合い、男女が対等な

パートナーとして、社会のあらゆる分野に参画し自分の能力と個性を十分に發揮し、自分らしく生きることのできる社会のことです。

「男女共同参画社会基本法」

男女共同参画社会を実現するために策定されたもので、男女の人权の尊重などの基本理念を掲げ、行政と国民それぞれが果たさなくてはならない役割を定めています。

「ジェンダー」

社会的・歴史的・文化的につく

られた男女の区分（概念）のこととで、生物学的な「セックス（sex）」と区別して「ジェンダー（gender）」といわれています。

「ダメステイック・バイオレンス（DV）」

夫やパートナーからの暴力のことをいいます。婚姻の有無にかかわらず、密接な関係にある男性が女性に対して行う身体的・心理的暴力を指します。

「DV防止法」

配偶者（内縁関係を含む）から身体又は生命に危害を受ける恐れのあるものから救済する方法を定めた法律です。

松浦市の取り組み

全国的にも男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが広がる中、松浦市における男女共同参画社会はどうあるべきか。本市でもその方向性を探り、検討が進められています。

ここでは、その取り組みを紹介します。

松浦市男女共同参画 推進懇話会の設置



「松浦市男女共同参画計画」の策定

市では、松浦市男女共同参画推進懇話会の意見を聞きながら意識調査を実施し、松浦市の現状と問題点を把握。これを基に松浦市男女共同参画計画を策定しました。

計画では次の4つの目標を掲げて広く意見を聞き、男女共同参画の企画推進に役立てるために平成16年度に第1期懇話会を設置しました。

○男女共同参画社会実現のための意識づくり

○政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

○職場・家庭・地域における男女共同参画の整備

この計画は、平成19年3月に策定した松浦市総合計画の「市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり」を支える土台の一部として、これからまちづくりに生かしていくものです。

今後は、計画の進捗状況などを行いました。市が提案した「松浦市男女共同参画計画」に対する意見交換などを行いました。今後は、計画の進捗状況などについて話し合っていく予定です。